# 唐津市国民保護計画
# 概要版

令和７年３月２１日
唐津市

# 目次


| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ | 総論 | P.２ |
| Ⅱ | 平素からの備えや予防 | P.１１ |
| Ⅲ | 武力攻撃事態等への対処 | P.１６ |
| Ⅳ | 復旧等 | P.３１ |
| Ⅴ | 緊急対処事態への対処 | P.３３ |
| Ⅵ | 資料編 | P.３５ |

# Ⅰ　総論

# 国民保護とは

➢ **国民保護法**は、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、**武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小**にするための、国・**地方公共団体等の責務**、**「避難」・「救援」・「武力攻撃災害への対処」**等の措置が規定されています。

## ポイント

1. 武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としています。
2. 武力攻撃事態等における国、地方公共団体、指定公共機関等の責務や役割分担を明確にし、国の方針の下で、国全体として万全の措置を講ずることができるようにしています。
3. 住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置について、その具体的な内容を定めています。
4. 緊急対処事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置（緊急対処保護措置）を実施することとしています。
5. 国民の保護のための措置を実施するにあたっては、国民の基本的人権の尊重に十分な配慮がなされます。

## 計画の位置付け

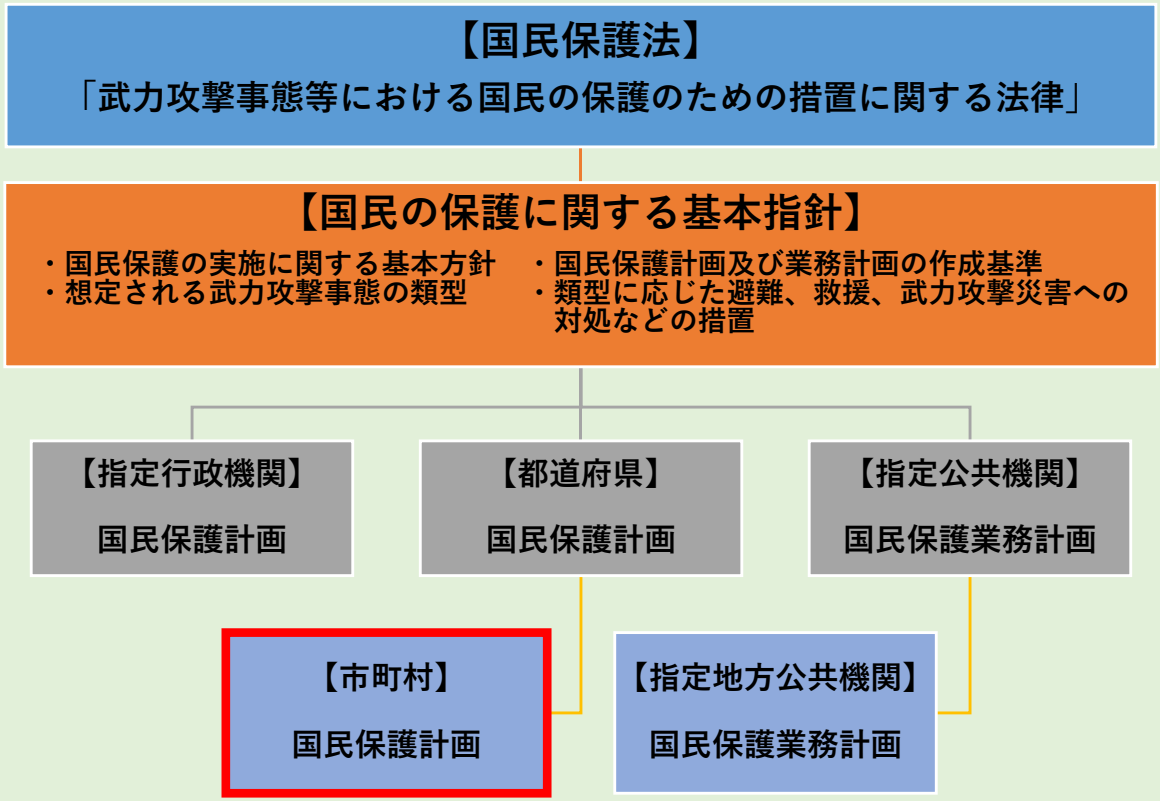

# 唐津市国民保護計画の目的等

## ➢ 唐津市国民保護計画（以下、「市計画」という。）の目的【はじめに】

市が国民保護のための措置すべき事項及び県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等との連携事項並びに市民が協力すべき事項と、これらに関する業務等の大綱を定め、**国民の保護に関する措置の総合的、かつ、計画的推進を図る**ためのものです。

また、国民保護措置を的確、迅速に実施し、**市の全機能を有効に発揮して住民の生命、身体及び財産を保護するという責務**を遂行するために定めたものです。

## ➢ 市の責務【１編１ページ】

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護するために、**市民等の安全な避難・救援を的確かつ迅速な手段等により行い、武力攻撃災害による被害を最小限に抑える**任務を担うことになる。

## 市計画に定める事項【１編１～２ページ】

市計画においては、本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項等について、次に掲げる事項について定める。

1. 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
2. 市が実施する国民保護措置に関する事項
3. 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
4. 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
5. 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
6. その他市長が必要と認める事項

## 市計画の構成【１編２ページ】

市計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論

第２編　平素からの備えや予防

第３編　武力攻撃事態等への対処

第４編　復旧等

第５編　緊急対処事態への対処

資料編

# 国民保護措置に関する基本方針

➢ 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、特に留意すべき事項について、以下のとおり、**国民保護措置に関する基本方針**として定める。【１編５～６ページ】

- 基本的人権の尊重（法第５条）
- 国民の権利利益の迅速な救済（法第６条）
- 国民に対する情報提供（法第８条）
- 関係機関相互の連携協力の確保（法第３条第４項）
- 国民の協力（法第４条）
- 高齢者、障がい者(児)等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第９条）
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法第７条第２項）
- 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第２２条）

# 関係機関の事務又は業務の大綱等

**国民保護措置の仕組み 【1編7ページ】**

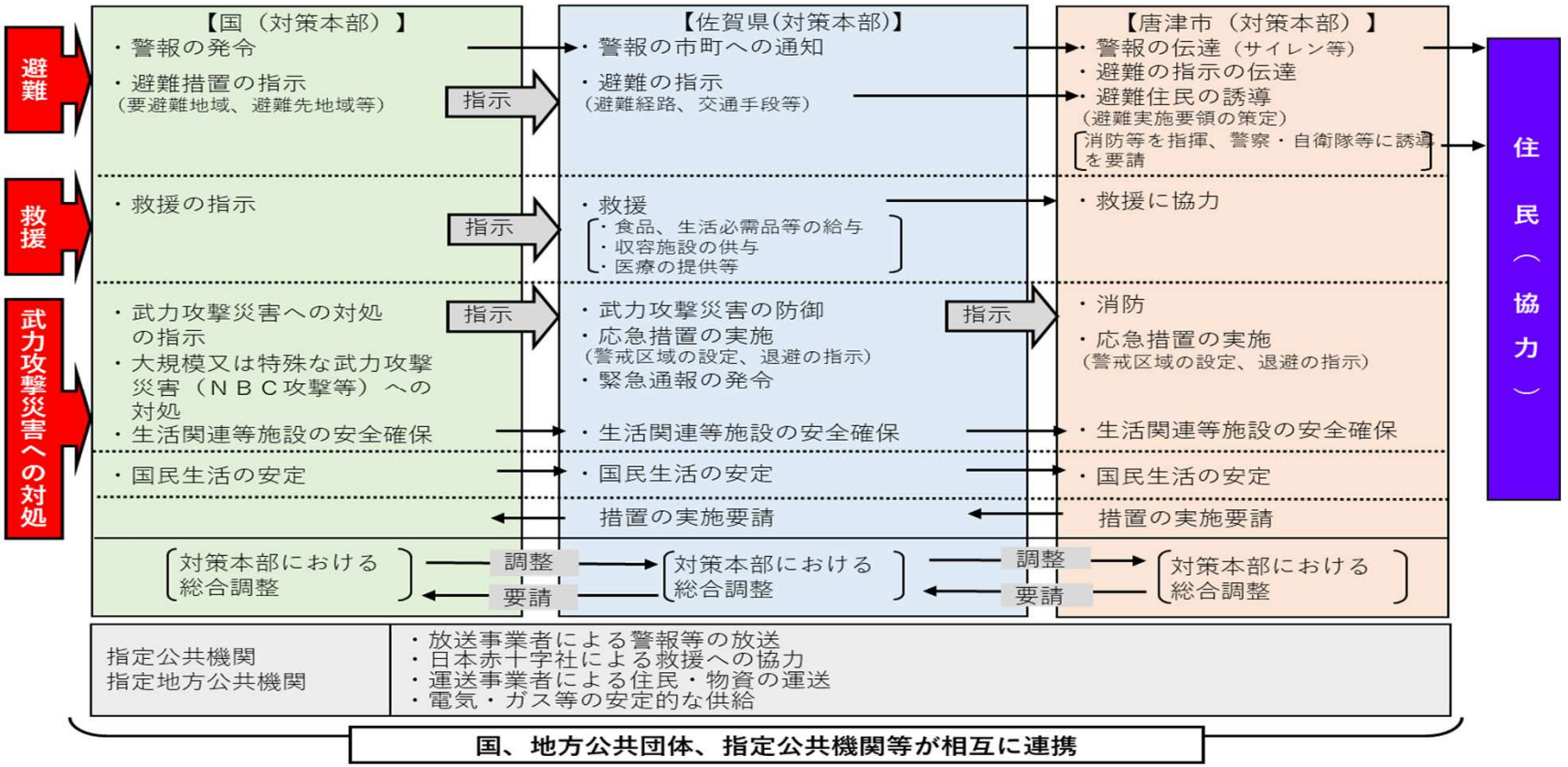


- **国民保護措置について、各機関等が行う業務について【１編８～１３ページ】**
  - ・市が行う業務　・県が行う業務　・指定地方行政機関が行う業務
  - ・指定公共機関が行う業務　・指定地方公共機関が行う業務
- **関係行政対策本部の連絡先【１編１４ページ】**
  - ・指定行政機関等の連絡先は資料編に一括して整理

# 唐津市の地理的、社会的特徴

## ➢ 地形・気候・人口など【１編１５～１６ページ】

**・地形**

本市は、佐賀市の北西部に位置し、東部は福岡県、西部は伊万里湾を経て長崎県と、南部は多久、武雄、伊万里 の各市に接し、北部は玄界灘に面した地域である。

**・気候**

気候は、日本海型気候に属し、年平均気温は１６℃～１７℃、年間降水量１,９４０mm程度で、冬期における降水量は少なく、６～８月にかけての降水量は多く、８９９mm程度。

**・人口分布**

人口は、４４,１９２世帯、１１７,３７３人（令和２年国勢調査）であり、向島、馬渡島、松島、加唐島、小川島、神集島、高島が、唐津市の海岸から数km離隔した所に散在し、それぞれ住民が住居している。

## ➢ 社会的特徴【１編１６～１９ページ】

**・道路の位置等**

道路網は、国道２０２号及び西九州自動車道が福岡市から、本地域内を通り伊万里市へ、国道２０３号は佐賀市へ、国道２０４号が東松浦半島を通り伊万里市へと通じており、国道３２３号は、浜玉町から大和町（佐賀市）へ至り国道２６３号に連接し、北は福岡市へ、南は佐賀市へと通じている。

# 唐津市の地理的、社会的特徴

## ➢ 社会的特徴【１編１６～１９ページ】

**・鉄道の位置等**

ＪＲ筑肥線が海岸沿いに福岡市まで、松浦川沿いに伊万里市まで通じ、またＪＲ唐津線が佐賀市まで通じている。

**・空港の位置等**

市内にヘリポートは離島を含め数か所散在する。また佐賀市南部に２,０００ｍの滑走路を有し、中型ジェット旅客機までの離着陸が可能である県営佐賀空港がある。

**・港湾等**

中央北側地区に唐津港がある。前面に点在する大島、高島等により静穏な泊地を形成し天然の良港を形成しており、県が港湾管理者となり、重要港湾に指定され、物流の拠点として重要な役割を果たしている。市の北西部にかけて広がる海岸線は、リアス式地形に恵まれた呼子港、星賀港等天然の良港がある。

**・自衛隊施設等**

陸上自衛隊は佐賀県東部の神埼郡吉野ヶ里町に陸上自衛隊目達原駐屯地があり、九州補給処、西部方面後方支援隊及び第３２１基地通信中隊が配備されている。また、航空部隊として、第１戦闘ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊及び第４飛行隊が配備されている。

海上自衛隊は長崎県佐世保市平瀬町に海上自衛隊佐世保地方総監部が設置されている。

航空自衛隊は福岡県春日市に航空自衛隊春日基地があり、西部航空方面隊司令部が設置され、福岡空港内に航空救難団春日ヘリコプター空輸隊が配備されており、脊振山山頂に西部航空警戒管制団第４３警戒隊が設置されている。

# 唐津市の地理的、社会的特徴

➢ **社会的特徴【１編１６～１９ページ】**

**・原子力発電所**

九州電力株式会社玄海原子力発電所が、玄海町にあり、１～４号機の計４基の加圧水型軽水炉と呼ばれる原子炉が 立地している。原子力災害対策重点区域の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）には、肥前町、鎮西町、呼子町の一部が含まれる。緊急防護措置を準備する区（UPZ）には、唐津市の全域（PAZを除く）が含まれる。

**・石油コンビナート等関連施設**

大島地区の石油油槽所等の大型タンク、神田西浦に唐津ガス株式会社のガス貯蔵施設が設置されている。

※石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令改正により、石油コンビナート関連施設指定が解除された。

**・ダム**

市内には厳木ダム、伊岐佐ダム、平木場ダム等があり、また２２０か所の防災重点農業用ため池がある。

# 市国民保護計画が対象とする事態

## ➢ 武力攻撃事態【１編２０ページ及び資料編（避難パターン等）】

以下に掲げる４類型の事態を対象とする。

| | |
|---|---|
| **ア　着上陸侵攻** | **イ　ゲリラや特殊部隊による攻撃** |
| **ウ　弾道ミサイル攻撃** | **エ　航空攻撃** |

## ➢ 緊急対処事態【１編２０～２１ページ及び資料編（避難パターン等）】

以下に掲げる事態を対象とする。

（１）攻撃対象施設等による分類

ア　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃事態

**(ｱ) 原子力発電施設等の破壊**

**(ｲ) 石油タンク、都市ガス貯蔵施設等の爆破等**

イ　多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃事態

**大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破等**

（２）攻撃手段による分類

ア　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃事態

**(ｱ) ダーティボム（放射性物質混入爆弾）等の爆発による放射能拡散**

**(ｲ) 炭素菌等生物剤の航空機等による大量散布**

**(ｳ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布**

**(ｴ) 水源地に対する毒素等の混入等**

イ　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

**航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等**

# Ⅱ　平素からの備えや予防

# 組織・体制の整備等

- **市における組織・体制の整備【２編２２～３１ページ】**
  - ・各部等で平素の業務
  - ・市職員の参集基準等
  - ・消防機関の体制
  - ・国民の権利利益の救済に係る手続き等
- **関係機関等との連携体制の整備【２編３２～３４ページ】**
  - ・基本的な考え方（地域防災計画に基づく連携体制の活用など）　・県との連携
  - ・近接市町との連携　・指定公共機関等との連携　・広域応援体制の整備
  - ・ボランティア団体等に対する支援
- **通信体制の整備【２編３５ページ及び資料編（防災情報の提供に関するシステム　イメージ図）】**
  - ・非常通信体制の整備　・非常通信体制の確保
- **情報収集・提供等の体制整備【２編３６～３９ページ】**
  - ・基本的な考え方（情報を収集又は整理し、提供するための体制の整備）
  - ・警報等の伝達に必要な準備など（伝達体制及びシステムの整備など）
  - ・安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
- **研修及び訓練【２編４０～４１ページ】**
  - ・研修（県、国の講習など）　・訓練（近接市町、県、国との共同訓練など）

# 【補足】Ｊアラート及びEmーNetについて

## ➢ 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の概要

・全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム

## ➢ EmーNet（エムネット）の概要

・エムネットとは、官邸から関係機関に、緊急情報（弾道ミサイル等国民保護情報）を迅速に伝達するための一斉送信システムのこと

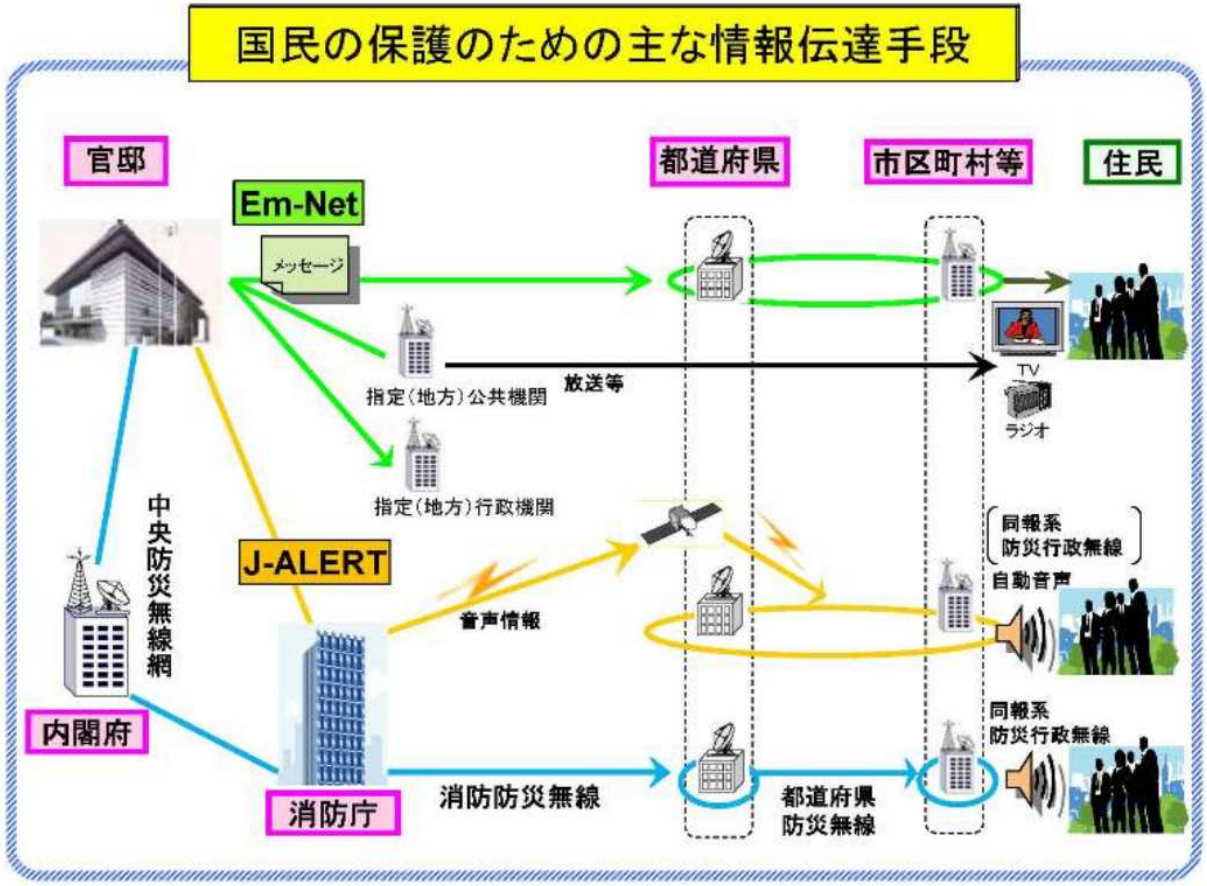

# 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

## ➢ 避難【２編４２ページ】

・基礎的資料の準備　・隣接する市町との連携の確保
・高齢者、障がい者（児）等避難行動要支援者への配慮
・民間事業者からの協力の確保　・学校や事業所との連携

## ➢ 避難実施要領のパターン作成【２編４３ページ及び資料編（避難パターン等）】

・複数の避難パターンを作成

## ➢ 救援に関する基本的事項【２編４３～４４ページ】

・県との調整　・基礎的資料の準備等

## ➢ 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等【２編４４ページ】

・運送事業者の輸送力、輸送施設に関する情報の把握　・運送経路の把握等
・離島における住民の避難の体制整備

## ➢ 避難施設の指定への協力【２編４５ページ】

・必要な情報を県に提供し、協力
・県が指定した避難施設を共有して、県と連携して市民に周知

## ➢ 生活関連等施設の把握等【２編４５～４６ページ】

・生活関連等施設の把握　・市が管理する公共施設等における警戒

# 物資及び資材の備蓄、整備及び国民保護に関する啓発

## ➢ 市における備蓄【２編４７ページ】

・防災のための備蓄との関係（原則として、防災のための備蓄と兼ねる）
・国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

## ➢ 市が管理する施設等の整備及び点検等【２編４７ページ】

・施設及び設備の整備及び点検　・ライフライン施設の機能の確保
・復旧のための各種資料等の整備等

## ➢ 国民保護措置に関する啓発【２編４９ページ】

・啓発の方法（国、県と連携し、広報誌、インターネットなどの様々な媒体を活用）
・防災に関する啓発との連携
・学校における教育

## ➢ 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発【２編４９ページ】

・啓発資料等を活用した住民への周知
・弾道ミサイル攻撃時などのときに住民がとるべき行動等に関する啓発
・日本赤十字等と連携した傷病者の応急手当の普及など

# Ⅲ　武力攻撃事態等への対処

# 初動連携体制の迅速な確立及び初動措置、市対策本部の設置等及び通信の確保

## ➢ 事態認定前における緊急事態情報連絡室【３編５０～５１ページ】

・設置基準　・設置目的　・設置場所　・主要活動内容　・所掌事務等　・配備要員
・対策本部への移行

## ➢ 事態認定前における緊急事態警戒本部【３編５２～５４ページ】

・設置基準　・設置目的　・設置場所　・主要活動内容　・所掌事務等　・配備要員
・緊急事態警戒本部会議　・対策本部への移行

## ➢ 事態認定前における緊急事態対策本部【３編５４～５６ページ】

・設置基準　・設置目的　・設置場所　・主要活動内容　・所掌事務等　・配備要員
・緊急事態対策本部会議　・国民保護対策本部への移行

## ➢ 市対策本部の設置等【３編５７～６７ページ】

・市対策本部の設置の手順等　・指定の要請等　・法に基づく所要の措置など必要な調整
・市対策本部の組織構成及び分掌事務　・市現地対策本部の設置　・現地調整所の設置
・市対策本部長の権限　・市対策本部の廃止

## ➢ 通信の確保【３編６８ページ】

・情報通信手段の確保　・機能確認　・通信輻輳による生じる混信等の対策

# 体制の確立及び措置

## 国が、唐津市に対し事態認定をしていない場合の唐津市の対応 (概要)
## (他の都道府県に対し事態認定がなされている場合も含む)【３編６９ページ】

**【　即応体制を強化すべき事態とは・・・？　】**

**★　事態等の例**

1　国・県から警戒体制強化等を求める通知、連絡があった場合

2　国として、武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に対して対策本部設定の指定がなされない場合
（事後指定される場合を含む）

3　現場からの情報により多数の人を殺傷する等の事案発生（おそれ）を把握した場合等

4　国際情勢等が緊迫してきた場合
（※　次のような兆候が認められた時等）
- 他国による威嚇（武力によらない威嚇を含む）
- 他国による領空・領海侵犯等の軍事的挑発
- 他国による侵攻等準備
- 他国による大陸間弾道ミサイル等の発射準備
- テロリストによる同時多発テロ等の攻撃通告

等があった場合
- 我が国の領土、領海、領空及び国民の安全に脅威を与える事態等が発生する恐れがある場合等

5　唐津市の離島、海上、海岸（付近）等に武装した不審船等の接近、接岸、上陸（おそれ）があった場合等

---

※状況不明な場合等で、

1　事態発生に備え迅速に対応できる体制を確立し、情報収集を実施する必要がある場合

2　武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生する恐れがある場合

3　武力攻撃事態等の発生地域が九州・中国・四国地方の各県を除く都道府県の場合（自動設置）

---

※状況が逐次判明し、

1　国による対策がなされ、一段と事態の緊迫が予想されるなど、事態発生により迅速に対応できる体制をとる必要がある場合

2　武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生する恐れがある場合

3　市民の避難準備等に対し、全庁あげて対応する場合。

4　武力攻撃事態等の発生地域が中国・四国地方の県の場合（自動設置）

---

※状況が一段と緊迫し、

1　全庁あげて対応し、事態認定に向け住民避難実施(指示)等の準備を開始する場合

2　県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建築物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態

3　武力攻撃事態等の発生地域が九州地方の他の県及び佐賀県内の他の市町の場合（自動設置）

---

**【唐津市緊急事態情報連絡室】**
情報収集のための対応体制の確立
- 武力攻撃事態等状況の確認関連事項
- 緊急事態警戒本部等へ移行するための職員の参集体制関連事項
- 県、関係機関等情報連絡体制の確認
- 生活関連等施設等の警戒状況の確認
- 避難等準備の必要性の確認

**【唐津市緊急事態警戒本部】**
情報収集及び避難準備の実施
- 県、関係機関の応急対策実施状況及び諸情勢等の相互連絡
- 広域応援関連事項
- 事態認定後の国民保護措置の実施関連事項
- 事態認定後の市指定に係る国への要請等関連事項等

**【唐津市緊急事態対策本部】**
- 被害予防、応急対策
- 広域応援関連事項
- 事態認定後の国民保護措置の実施関連事項
- 事態認定後の市指定に係る国への要請等関連事項等

※災害対策基本法で定められている災害とは、　自然災害及び大規模な火災・爆発、　放射性物質の大量放出、　船舶等の事故等をいい、事態認定に至らないような小規模なテロリズムや、原因不明の突発的な多数の死傷者の発生事案の場合等は、災害対策基本法が適用されることもありえる。

# 体制の確立及び措置

## 国が、唐津市に対し事態認定をした場合の唐津市の対応（概要）【３編７０ページ】

【　認定される事態とは　】（武力攻撃事態対処法）
・次に示す事態等において、国が国民保護対策本部を設置すべき市として唐津市を指定した場合
1　武力攻撃事態等の場合
(1) 武力攻撃事態の場合
●我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
(2) 武力攻撃予測事態の場合
●武力攻撃事態には至ってないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
2　緊急対処事態の場合
●武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む）で国家として緊急に対処することが必要なもの。

《参考》
※国は、武力攻撃事態等に至り「対処基本方針」の中に国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市の指定等を定め、閣議決定する。
（法第２５条）
※都道府県知事及び市町村長は、国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村として指定するよう要請することができる。
（法第２６条）

→

【唐津市国民保護対策本部】
（法第２７条）
★市の区域に係る国民保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
1　国、県、関係機関との連携
2　国民保護計画等による国民保護措置の迅速な実施

【唐津市国民保護現地対策本部】
●対策本部の事務の一部を行う
※状況により設置

# 体制の確立及び措置

## 国民保護措置のための市の活動体制【３編７１ページ】

| 事態認定 | 事態認定前 | | | 事態認定後 |
|---|---|---|---|---|
| 名称 | 緊急事態情報連絡室 | 緊急事態警戒本部 | 緊急事態対策本部 | 国民保護対策本部 |
| 本部設置基準 | 次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合<br>１状況不明な場合等で事態発生に備え迅速に対応できる体制を確立し、情報収集を実施する必要がある場合<br>２武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合<br>３他の都道府県（九州･中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置）<br>４ その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認める場合 | 次に掲げる事態に、総務部長が必要と認める場合<br>１状況が逐次判明し、国による対策がなされ、一段と事態の緊迫が予想されるなど事態発生に、より迅速に対応できる体制をとる必要がある場合<br>２武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある場合<br>３市民の避難準備等に対し、全庁あげて対応する場合<br>４中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置）<br>５その他、総務部長が設置の必要があると認める場合 | 次に掲げる事態に、市長が必要と認める場合<br>１状況が一段と緊迫し、全庁あげて対応し、事態認定に向け住民避難実施（指示）等の準備を開始する場合<br>２市･県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合<br>３九州地方の他の県及び県内の他の市町に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置）<br>４その他、市長が設置の必要があると認める場合 | 国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合 |
| 本部設置目的 | １迅速な災害対処に備えるための情報収集<br>２県等関係機関との連絡調整<br>３武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施 | １迅速な災害対処に備えるための情報収集<br>２県等関係機関との連絡調整<br>３武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施 | １迅速な災害対処<br>２情報収集及び県・国等関係機関との連絡調整<br>３武力攻撃等に対する適切な措置の実施 | 国・県及び関係機関等と一体となった武力攻撃等に対する迅速な国民保護措置の実施 |
| 設置場所 | 災害対策本部（災害情報連絡室） | 災害対策本部（災害情報連絡室） | 災害対策本部（災害情報連絡室） | 災害対策本部（災害情報連絡室） |
| 発令者 | 危機管理防災課長（不在時危機管理防災係長） | 総務部長（不在時総務副部長） | 市長(不在時、秀明副市長､行人副市長、教育長、総務部長(優先順)) | 市長(不在時、秀明副市長､行人副市長、教育長、総務部長(優先順)) |
| 組織の構成 長 | 危機管理防災課長（不在時危機管理防災係長） | 総務部長（不在時総務副部長） | 市長(不在時、秀明副市長､行人副市長、教育長、総務部長(優先順)) | 市長(不在時、秀明副市長､行人副市長、教育長、総務部長(優先順)) |
| 組織の構成 構成員の基準 | ●地域防災計画第２編第３章第１節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害情報連絡室（第１警戒）と同様 | ●地域防災計画第２編第３章第１節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害警戒本部と同様 | ●地域防災計画第２編第３章第１節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害対策本部と同様 | ●地域防災計画第２編第３章第１節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害対策本部と同様 |
| 主要活動内容 | １情報収集<br>・武力攻撃等の兆候に関する情報<br>・被害発生のおそれに関する情報<br>・政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた他の都道府県（九州･中国・四国地方の各県を除く）の状況<br>２連絡調整<br>・県及び関係機関等との連絡調整<br>３緊急事態情報連絡室長が命じた事項等 | １情報収集<br>・武力攻撃等の兆候に関する事項<br>・被害発生のおそれに関する情報<br>・対策本部を設置すべき旨の通知が行われた中国・四国地方の状況<br>２警報の発令、住民避難、誘導等の準備に関する事項<br>３連絡調整<br>・県及び関係機関等との連絡調整<br>４緊急事態警戒本部長が命じた事項 | １被災者の救難、救助、保護<br>２国、県、関係機関との連携<br>３情報収集<br>・武力攻撃等状況<br>・武力攻撃等災害状況<br>特に、住民の被災安否情報、施設等損壊の状況及び避難に関する情報<br>・県庁、関係機関等の緊急事態対策活動状況<br>４警報の発令、住民避難、誘導の準備に関する事項<br>５県及び関係機関等との連絡調整<br>６緊急事態対策本部長が命じた事項 | １国、県、関係機関との連携<br>２国民保護計画等による国民保護措置の迅速な実施<br>３国民保護対策本部長が命じた事項 |
| 備　考 | ※　各対策本部の勤務要領等の細部は、「国民保護対策本部勤務要領マニュアル」による。 | | | |

# 関係機関相互の連携

- **国、県の対策本部等との連携【３編　７２ページ】**
  ・国、県の対策本部との連携　・国、県の現地
- **知事、指定行政機関の長等への措置要請等【３編　７２ページ】**
  ・知事等への措置要請　・知事に対する指定行政機関等の長等への措置要請
- **自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等【３編　７２～７３ページ】**
  ・知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請（国民保護等派遣）の求めなど
- **他の市町長等への応援の要求、事務の委託【３編７３～７４ページ】**
  ・他の市町長等への応援の要求　・県への応援の要求　・事務の一部の委託
- **指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請【３編７４ページ】**
  ・他の市町長等への応援の要求　・県への応援の要求　・事務の一部の委託
- **市の行う応援等【３編７４ページ】**
  ・他の市町長等への応援の要求　・県への応援の要求　・事務の一部の委託
- **ボランティア団体等に対する支援等【３編７４ページ】**
  ・自主防災組織等に対する支援　・ボランティア活動への支援等
  ・民間からの救援物資の受入れ
- **住民への協力要請【３編７５ページ】**
  ・必要があると認める場合は、安全の確保に十分配慮して、必要な援助の協力を要請

# 警報及び避難の指示等

## ➢ 警報の伝達等【３編７６～７８ページ】

・警報の内容の伝達及び通知　・警報の内容の伝達方法　・緊急通報の伝達及び通知

**関係機関への警報の通知・伝達経路（3編　76ページ）**

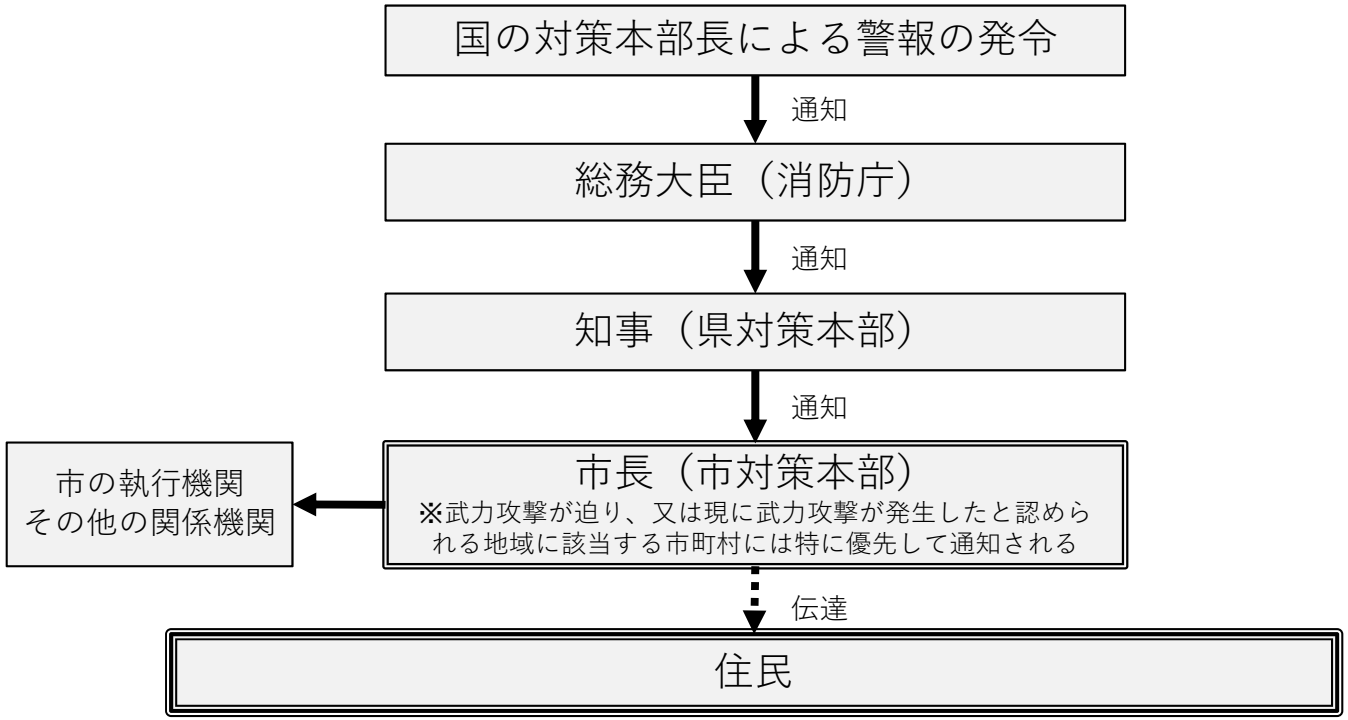


**防災情報の提供に関するシステム　イメージ図（資料編）**

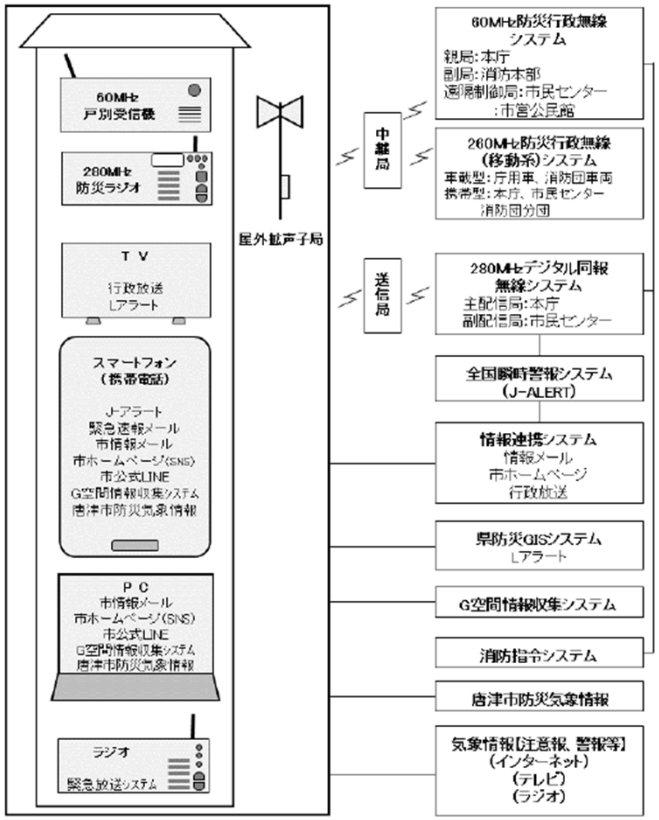

# 警報及び避難の指示等

## ➢ 避難住民の誘導等【３編７８ページ】

・避難の指示の通知・伝達

**避難の指示の流れ【3編78ページ】**

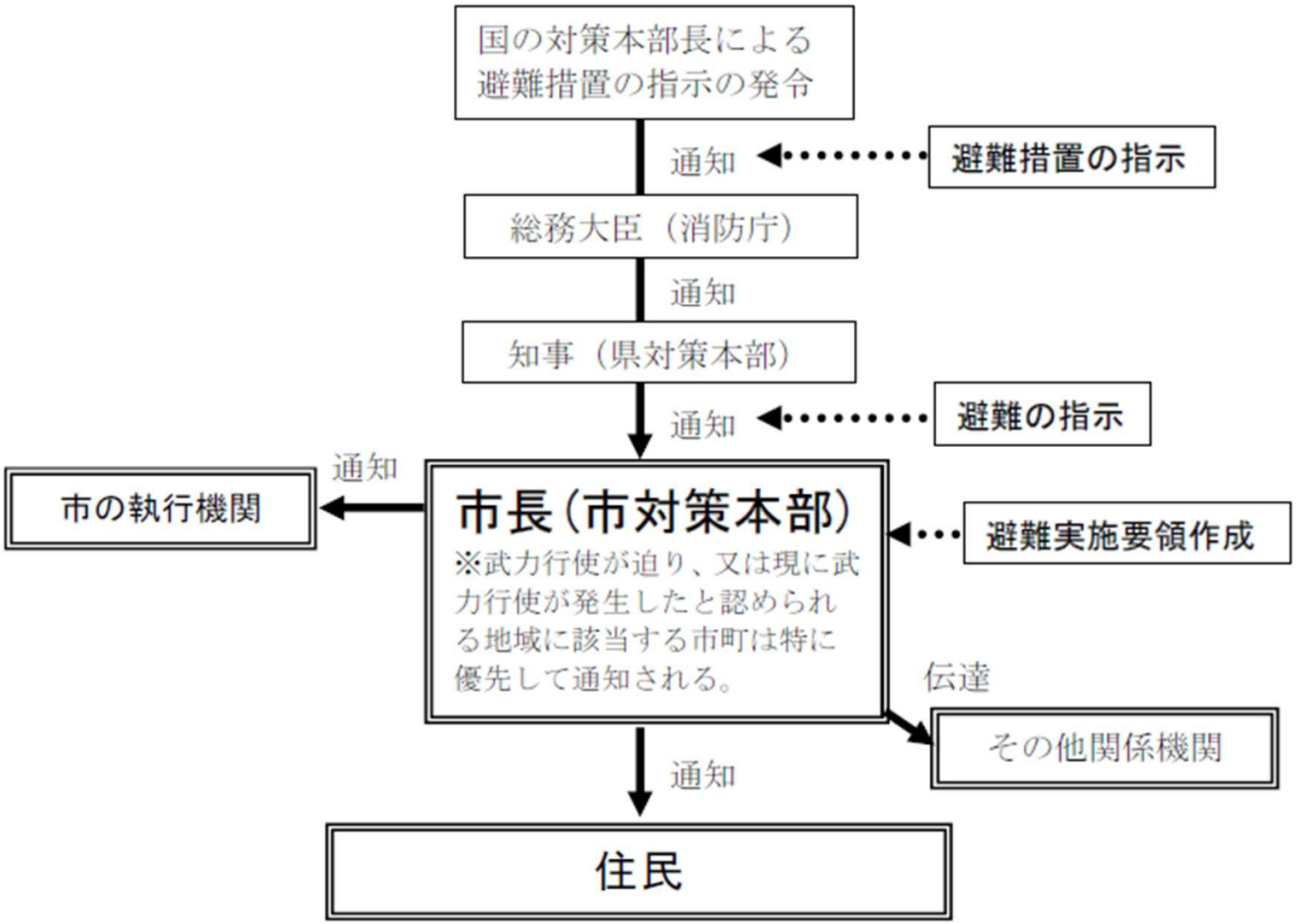

# 警報及び避難の指示等

## ➢ 避難実施要領の策定【２編７９～８０ページ及び資料編（避難パターン）】

・各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、**避難の経路**、**手段**、**方法等**について、**避難実施要領**を策定

・避難実施要領の内容は、住民、各関係機関及び報道関係者等に対して、内容を提供

・避難実施要領の例（避難パターンに示す）　・住民避難の誘導

## ➢ 武力攻撃事態【資料編（避難パターン）】

以下の事例を想定した、避難パターンを作成

| | |
|---|---|
| ア　着上陸侵攻 | イ　ゲリラや特殊部隊による攻撃 |
| ウ　弾道ミサイル攻撃 | エ　航空攻撃 |

## ➢ 緊急対処事態【資料編（避難パターン）】

以下の事例を想定した、避難パターンを作成

| | |
|---|---|
| ア　危険物質を有する施設への攻撃 | イ　大規模収容施設への攻撃 |
| ウ　大量殺傷物質による攻撃 | エ　交通機関（航空機等）を破壊手段とした攻撃 |

# 救援

- **救援活動【３編８６ページ】**
  ・救援活動　・救援の補助
- **関係機関との連携【３編８６ページ】**
  ・県との要請等　・他の市町との連携　・日本赤十字社等との連携
  ・緊急物資の運送の求め
- **救援の内容【３編８７ページ】**
  ・救援の基準等　・県との連携

# 安否情報の収集・提供【３編９１ページ】

## 安否情報の収集、整理及び提供の流れ【３編９１ページ】

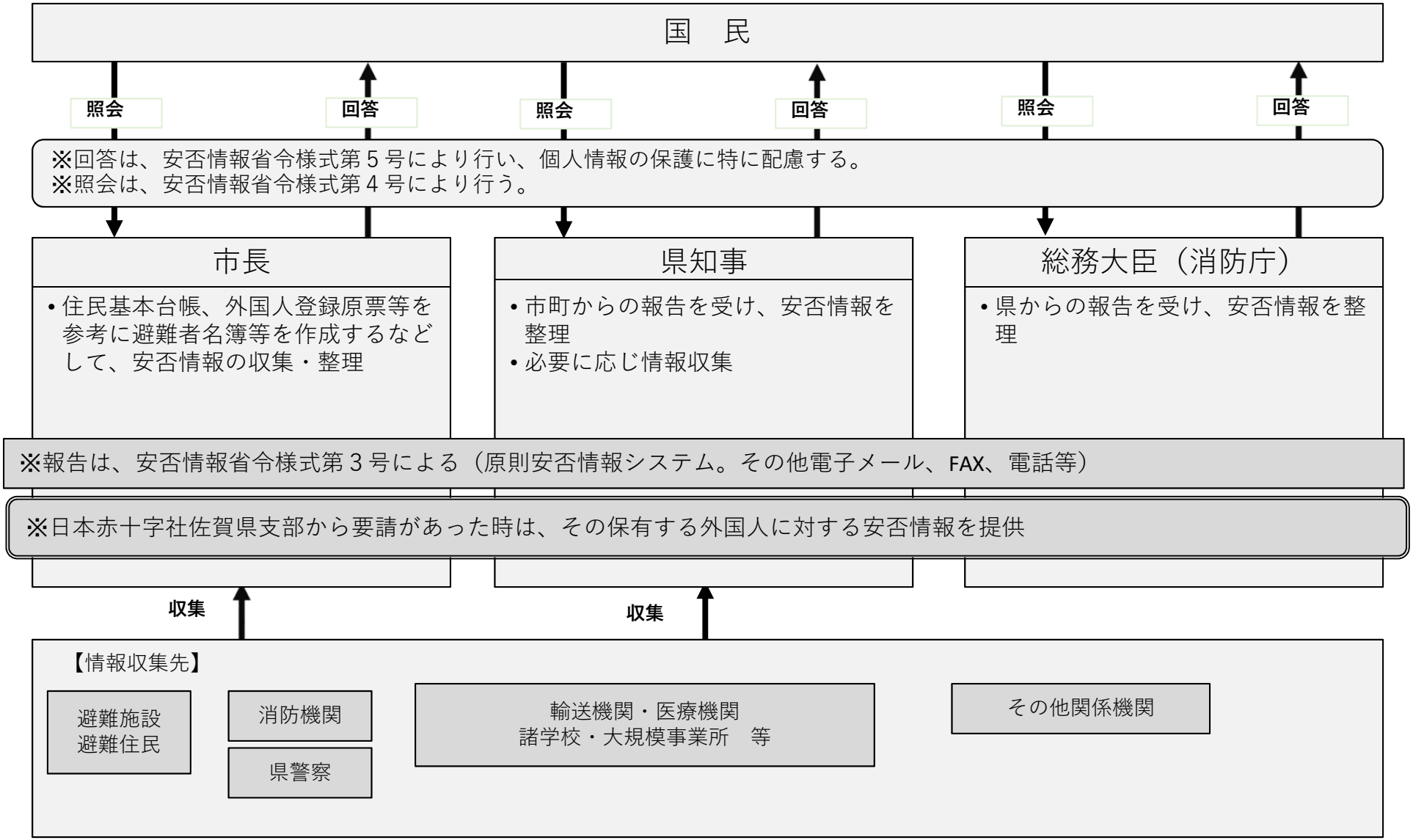

# 安否情報の収集・提供

安否情報システムの概要 【資料編】

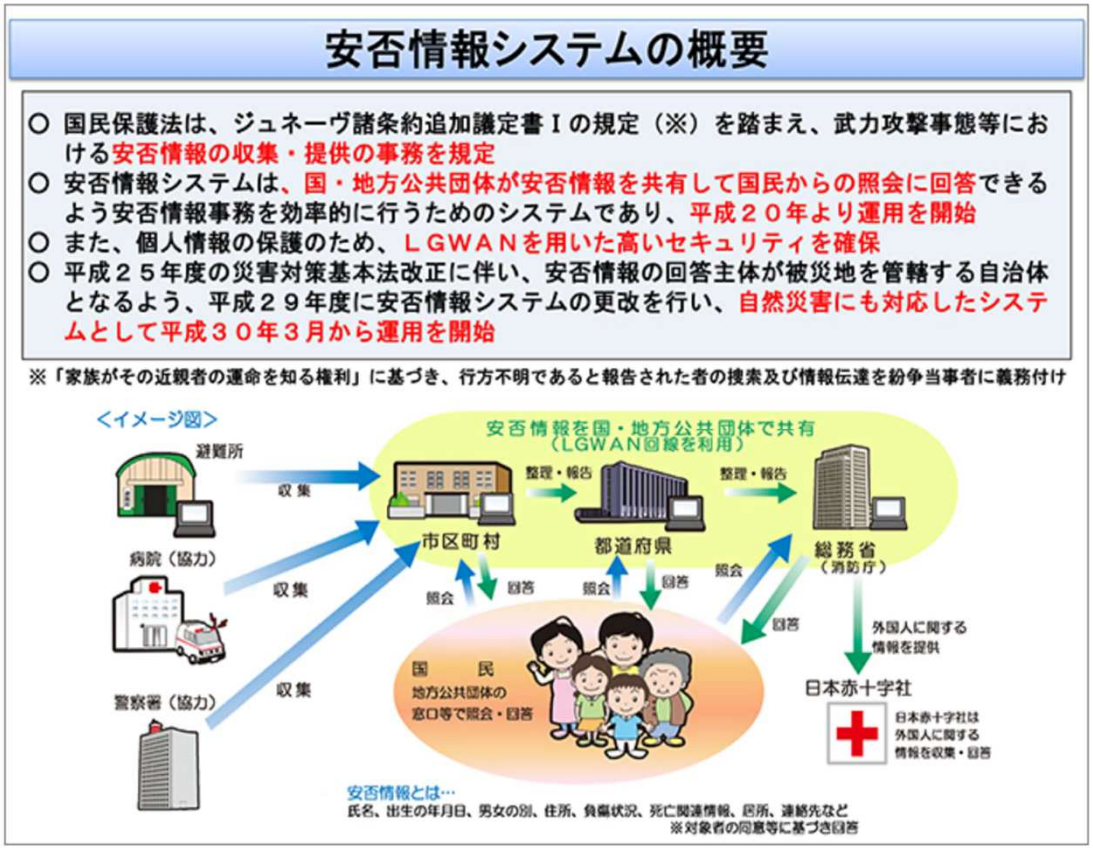


## ➢ 安否情報の収集【３編８９ページ】

- 収集　・協力要請　・整理

## ➢ 県に対する報告【３編８９～９０ページ】

- 原則、安否情報システムで報告
- システムが利用できないときは、メール等による報告を行う。

## ➢ 安否情報の照会に対する回答【３編９０ページ】

・照会の受付　・回答
・個人の情報の保護への配慮

## ➢ 日本赤十字社に対する協力【３編９０ページ】

・要請があった場合は、個人の情報に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## ➢ その他留意事項【３編９０～９１ページ】

# 武力攻撃災害への対処

- **武力攻撃災害への対処【３編９２ページ】**
  - ・武力攻撃災害への対処の基本的考え方（対処、措置要請、職員の安全の確保）
  - ・武力攻撃災害の兆候の通報（市長、知事への通報）

- **応急措置等【３編９３～９８ページ】**
  - ・避難の指示　・警戒区域の設定　・応急公用負担　・消防に関する市が行う措置等

- **生活関連施設における災害への対処等【３編９９～１１３ページ】**
  - ・生活関連等施設の状況の把握　・危険物質等に関する措置命令
  - ・石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止
  - ・NBC攻撃による災害への対処等　・武力攻撃原子力災害への対処

# 被災情報の収集及び報告

火災・災害時等即時要領（第３号様式）【３編１１５ページ】

## ➢ 被害情報の収集及び報告

【３編１１４ページ～１１５ページ】

・人的、物的被害状況の収集
・関係機関等と連携
・**火災・災害等即報要領**に基づき（原則として、覚知後３０分以内）消防庁へ第１報を報告
・上記、第１報を報告後も、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告

第３号様式（救急・救助事故等）　第　報

| 報告日時 | 年　月　日　時　分 |
|---|---|
| 都道府県 | |
| 市町村（消防本部名） | |
| 報告者名 | |

消防庁受信者氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事故災害種別 | １救急事故　２救助事故　３武力攻撃災害　４緊急対処事態 | | |
| 発生場所 | | | |
| 発生日時（覚知日時） | 月　日　時　分<br>（　月　日　時　分） | 覚知日時 | |
| 事故の概要 | | | |
| 死傷者 | 死者（性別・年齢）<br>計<br>人<br>不明<br>人 | 負傷者等　人<br>（　人）<br>重症　人（　人）<br>中等症　人（　人）<br>軽傷　人（　人） | |
| 救助部隊の要否 | | | |
| 要救助者数（見込） | | 救助人員 | |
| 救急・救助活動の状況 | | | |
| 災害対策本部等の設置状況 | | | |
| その他参考事項 | | | |

（注）負傷者等欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。
（注）第一報については、原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

# 保健衛生の確保その他の措置、国民生活の安定に関する措置及び特殊標章等の交付及び管理

## ➢ 保健衛生の確保【３編１１６～１１７ページ】

・保健衛生対策　・防疫対策　・食品衛生確保対策　・飲料水衛生確保対策

## ➢ 廃棄物の処理【３編１１７ページ】

・廃棄物処理の特例　・廃棄物処理対策

## ➢ 国民生活の安定に関する措置【３編１１８ページ】

・生活関連物資等の価格安定　・避難住民等の生活安定等　・生活基盤の確保

## ➢ 特殊標章等の交付及び管理【３編ページ１１９～１２０ページ】

- ジュネーブ条約（追加議定書）で規定される国際的な特殊標章
- 市長、消防長又は水防管理者が、必要な職員等に対し、特殊標章の交付を行う。

**特殊標章等【３編１１９ページ】**

（オレンジ色地に青の正三角形）

（日本産業規格A7　横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル）

# Ⅳ　復旧等

# 復旧等

- **応急の復旧【４編１２１ページ】**
  - ・基本的な考え方（施設等の緊急点検等、通信機器の応急の復旧、支援要請）
  - ・公共的施設の応急の復旧

- **武力攻撃災害の復旧【４編１２２ページ】**
  - ・国における所要の法制の整備等　・市が管理する施設及び設備の復旧

- **国民保護措置に要した費用の支弁等【４編１２３ページ】**
  - ・国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
  - ・損失補償及び損害補償
  - ・総合調整及び指示に係る損失の補てん

# Ⅴ　緊急対処事態への対処

# 緊急対処事態への対処

➢ **緊急対処事態への対処【５編１２４ページ】**

・緊急対処事態（原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。）

・緊急対処事態における警報の通知及び伝達

# Ⅵ　資料編の整理

# 資料編

➢ **武力攻撃事態等への対処及び復旧等を想定した、必要とされる情報を整理して編さん**

- 指定行政機関などの関係する団体機関等の連絡先
- ヘリポート一覧表
- 避難パターンに関する事項
- 防災重点農業用ため池
- 県内病院一覧
- 高規格救急自動車の配備状況、救急救命士の状況
- 防災情報の提供に関するシステム　イメージ図
- 安否確認に関する事項
- 避難施設一覧
- 関係条例、ガイドライン
- 関係要綱、要領等